

鳥羽志摩記者クラブ  
加盟報道機関 各位

令和 3年 9月 17日 (金)

【照会先】

鳥羽市教育委員会総務課

担当：山本・天田 TEL 0599-25-1262

## ○かもめ幼稚園給食費（副食分）における過徴収について

かもめ幼稚園で、給食費（副食費）を条例で定めた免除対象者から徴収していた事実が判明しましたので、お知らせします。

なお、このような事態を招いたことを深く反省するとともに、今後は適正な事務執行を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

### 1 事案の概要

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に合わせ、「鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」が改正され、給食費についても、世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満までの世帯に対する副食費の免除が規定されましたが、条例において免除に該当する一部の世帯に対し、副食費の徴収を行っていたことが判明しました。

### 2 経緯

令和 3 年 9 月の給食費算定事務において判明しました。

### 3 影響の範囲

- ・対象期間 令和元年 10 月～令和 3 年 8 月  
(令和元年 10 月～3 月・令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月・令和 3 年 4 月～8 月)
- ・対象世帯 10 世帯
- ・過徴収額計 261,000 円
- ・世帯当たりの金額 1 世帯あたり 7,020 円から 54,000 円

### 4 発生の原因

令和元年 9 月まで行っていた給食費補助制度の補助対象となる世帯の所得階層（市町村民税所得割合算額 10,001 円未満）に対し、令和元年 10 月の制度改正により副食費免除となる世帯の所得階層の範囲が拡大（市町村民税所得割合算額 77,101 円未満）されていましたが、職員の認識誤りにより、従来の市町村民税所得割合算額 10,001 円未満を基準として免除の事務手続きを行っていました。

## 5 市の対応

過徴収世帯に直接お詫びと説明を行い、現金で返金を行いました。

## 6 再発防止策

- ・制度の適切な運用のため、条例遵守を徹底し、適正な事務執行を徹底します。
- ・事務マニュアル等を作成し、適正な事務引継ぎや組織内でのチェック体制を強化します。